

～ 市民の皆さまに広くご負担いただく市民税の均等割 が様々な防災事業に役立ちます ～

京都市では、東日本大震災を踏まえ、

- ① 橋りょうの耐震補強・修繕、
- ② 学校や防災活動拠点等の耐震化促進、
- ③ 避難所運営に必要な大規模災害用備蓄物資等の充実、
- ④ 要援護者避難支援事業、
- ⑤ 福祉避難所運営支援事業

といった防災事業を実施しております。

こうした東日本大震災を受けて行う防災事業の財源の一部は、個人市民税均等割の引上げ（平成 26 年度から 10 年間、3,000 円⇒3,500 円）により確保されます。

【参考】東日本大震災を受けて地方団体が行う防災施策の財源を確保するための個人市民税均等割の引上げについて

趣旨	東日本大震災からの復興に関して地方団体が平成 23 年度から平成 27 年度までに実施する防災事業の財源を確保するもの
内容	京都市では、平成 26 年度から平成 35 年度まで 10 年間、個人市民税均等割を 500 円引上げ（3,000 円⇒3,500 円） ※ 同様に、京都府において、個人府民税均等割について 500 円引上げ（1,000 円⇒1,500 円）